

報酬等に関する開示事項

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる2012年3月29日金融庁告示第21号に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（以下、あわせて「対象役職員」という。）の範囲については、以下のとおりであります。

A. 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役であります。なお、社外役員を除いております。

B. 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

a. 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、当行に該当する連結子法人等はありません。

b. 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数」における対象役員の「報酬等の総額」に使用人兼務取締役の使用人としての報酬を加えた金額を、同記載の対象役員の「員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

c. 「グループの業務運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

・対象役員の報酬等の決定について

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、透明性および公正性を高めるため、コーポレートガバナンス委員会による審議・答申を踏まえ、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役の報酬の決定に際しては、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議において決定しております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数（2018年4月～2019年3月）
取締役会	2回
コーポレートガバナンス委員会	1回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

・報酬等に関する方針について

・「対象役員」の報酬等に関する方針

当行の役員報酬については、2017年6月29日開催の第133回定時株主総会の決議により年間の報酬限度額を定め、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬限度額については、定時定額報酬である「基本報酬」として年額270百万円（うち社外取締役は150百万円）、「業績連動報酬」として年額90百万円、また、監査等委員である取締役に対する報酬限度額については、定時定額報酬である「基本報酬」として年額80百万円としております。なお、2018年6月28日開催の第134回定時株主総会の決議により、社外取締役の増員に対応するため、取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬の限度額はそのまま据え置きとし、社外取締役分の報酬限度額のみを150百万円から200百万円に改定しております。

また、業務執行取締役については、この報酬限度額とは別枠にて、業績連動型株式報酬制度に基づき、当行株式の換価処分相当額の金銭（以下、「当行株式等」という。）の交付および給付（以下、「交付等」という。）を行うことを2017年6月29日開催の第133回定時株主総会で決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、「取締役報酬等規定」および「株式交付規定」を定め、透明性および公正性を勘案し、次のとおりとしております。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の報酬等は、当行の中長期的な業績向上と企業価値向上への意欲を高める観点から、定時定額報酬である「基本報酬」、当期純利益に連動する「業績連動報酬」、株式価値との連動性を有する「株式報酬」の3つで構成し、それぞれの構成比率を概ね、「基本報酬」60%、「業績連動報酬」15%、「株式報酬」25%としております。なお、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、経営監督機能の強化を図る観点から、業績連動性のある報酬とはせず、定時定額報酬である「基本報酬」のみとしております。

「業績連動報酬」の内容は以下のとおりとしております。

当期純利益（単体）	業績連動報酬限度額	業績連動報酬支給月数
200億円超	90百万円	4.0ヵ月
150億円超 ～ 200億円以下	80百万円	3.5ヵ月
100億円超 ～ 150億円以下	70百万円	3.0ヵ月
50億円超 ～ 100億円以下	60百万円	2.5ヵ月
50億円以下	0円	0.0ヵ月

(支給算式)

業績連動報酬支給額＝月額報酬（取締役の月額給与額）×業績連動報酬支給月数

「株式報酬」は、当行が抛出する業務執行取締役の報酬を原資として当行株式が信託を通じて取得され、業務執行取締役に對して、役員、経営計画等の達成度に応じて当行株式等が信託を通じて交付等されるものであります。

本株式報酬は、各事業年度における経営計画等の達成度等に応じた業績連動部分（「役員に応じて定められた基準額×業績連動支給月数（業績達成度に応じて0.0ヵ月～1.6ヵ月の範囲で変動）」に相当する当行株式等）と、各事業年度末の役員に応じて業績非連動部分（「役員に応じて定められた基準額」に相当する当行株式等）により構成されており、原則として業務執行取締役の退任時に交付等されます。業績連動部分については、評価対象事業年度の期初に開催される取締役会において、当行の経営計画等を踏まえて目標項目を選定しており、達成度に応じて変動します。

なお、交付等を行う当行株式等は、信託による当行株式の平均取得単価により計算されます。

監査等委員である取締役の報酬は、独立性を高め、企業統治の一層の強化を図る観点から、定時定額報酬である「基本報酬」のみとしております。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の年間の報酬限度額が決議され、決定される仕組みになっております。また、業績連動報酬は、当行の当期純利益に連動する形で報酬限度額が決定される仕組みになっております。（詳細は前記2.に記載）

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

区分	人数	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の総額			変動報酬の総額			退職慰 労金	
			基本 報酬	株式 報酬		基本 報酬	業績連動 報酬 (賞与)	株式 報酬		
対象役員 (除く社外役員)	14	454	366	286	80	87	—	70	17	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1.上記には、使用人兼務取締役4名の使用人としての報酬17百万円（使用人分給与11百万円、使用人分賞与5百万円）が含まれております。

2.当行は2017年6月29日開催の第133回定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度を導入しております。上記の株式報酬の額には、当該制度に基づき付与された株式交付ポイントに係る費用計上額を記載しております。

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。